

議案第 1 8 号 資料 2

「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画（案）」へのパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館は、昭和 5 5（1 9 8 0）年に開館し、築 4 4 年となります。築年数の経過に伴い設備の不具合等が発生し、市民の利用に支障を来す状況が見られることから、設備等の改修を行う必要があります。また、大ホールの特定天井対策、照明の L E D 化やバリアフリー対策などの整備を進めていく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、改修に向けた基本的な事項を整理した「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画（案）」を取りまとめ、市民の皆様からの意見を募集した結果、3 9 通 1 7 2 件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画（案）」への意見募集（パブリックコメント）について
意見の募集期間	令和 6（2 0 2 4）年 5 月 3 0 日から令和 6（2 0 2 4）年 7 月 1 日まで
意見の提出方法	市ホームページ（専用フォーム）、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	・市ホームページ ・市政だより（6 月 1 日号） ・紙資料の閲覧 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課（明治安田生命川崎ビル 3 階） 各区役所、支所、出張所（市政資料コーナー） かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟 2 階） 教育文化会館・各市民館、各図書館、各市民館分館、各図書館分館 幸区内のこども文化センター
結果の公表方法	・市ホームページ ・紙資料の閲覧 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課（市役所第 3 庁舎 4 階）※令和 6 年 7 月 29 日に移転しました。 各区役所、支所、出張所（市政資料コーナー） かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟 2 階） 教育文化会館・各市民館、各図書館、各市民館分館、各図書館分館 幸区内のこども文化センター

3 結果の概要

意見提出数（意見総数）		39通（172件）
内訳	専用フォーム	13通（75件）
	FAX	23通（71件）
	郵送	2通（15件）
	持参	1通（11件）

4 意見の内容と対応

施設・設備の機能等に関する要望や、指定管理者制度の導入に関する意見などが寄せられたことから、一部意見を踏まえ、施設の位置付けに関する記述を加筆したほか、所要の整備を行った上で、「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画」を策定します。

【意見に対する対応区分】

- A 意見を踏まえ反映したもの
- B 意見の趣旨が案に沿ったもの
- C 今後の参考とするもの
- D 質問・要望で案の内容を説明するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 基本的な考え方全般に関すること	2	3	1	14	0	20
2 市民館・図書館の施設に関すること	0	3	60	53	0	116
3 市民館・図書館の運営に関すること	0	0	1	26	0	27
4 工事期間中の運営・対応に関すること	0	0	4	2	0	6
5 その他	0	0	0	0	3	3
合計	2	6	66	95	3	172

5 具体的な意見の内容と本市の考え方

(1) 基本的な考え方全般に関すること (20件)

No	意見の趣旨	本市の考え方	区分
1	基本理念「多くの市民に愛され利用され続ける“学びといこいの場”」、3つ基本方針「サードブレイス」、「集いの場」、「仲間づくりの場」はワークショップで提出された意見を反映したものになっている。	ワークショップでの意見等を踏まえて、本計画に基づき、今後の設計を進めていきます。	B
2	図書館とホールを利用している。多くの意見を聞き、それを取り入れていただくのはありがたい。		
3	本施設は築40年以上が経過しているので、整備するのは賛成である。	築年数の経過に伴い設備の不具合等が発生し、市民の利用に支障を来す状況が見られることから、本計画に基づき、今後の設計を進めていきます。	B
4	市民利用には不便な立地が利用状況の低さに繋がっている。遠くても行きたくなるような施設の魅力を追求してほしい。	居心地のよい施設づくりや、人と人をつなげるコミュニティ創出の場として、誰もがふらっと立ち寄り、仲間づくりや、地域への愛着を育むことのできる「多くの市民に愛され利用され続ける“学びといこいの場”」をめざして改修を進め、魅力的な事業を実施していきます。	D
5	構造躯体が評価されても、市民利用の観点からは施設の魅力に欠ける。	構造躯体は今後100年超の耐用年数を有するという評価がなされ、現在の躯体を活かし、改修に向けた検討を行うこととしたことから、「安全・安心で利用しやすい施設」、「明るく開放的な施設」、「フレキシブルな利用ができる施設」を施設整備における基本的な考え方として、「多くの市民に愛され利用され続ける“学びといこいの場”」をめざして改修を進め、魅力的な事業を実施していきます。	D
6	近年新設された他都市の図書館を参考にしてほしい。	他都市の図書館等の視察を行い、本計画の策定を進めてきましたが、今後も、他都市の図書館等を参考に設計を進めていきます。	C

7	意見聴取の期間、会場、手法などが、多くの市民が参加したくなるようなものだったのか。	令和5年2月から3月まで地域の10団体へヒアリングを行ったほか、公募により小中高生から70代の方まで、幅広い世代に参加いただき、令和5年4月から6月にかけてワークショップを開催するなど、市民意見の聴取を行い、聴取した意見を踏まえて本計画案を作成しました。今後も、関係団体等の意見を伺いながら、設計を進めていきます。	D
8	今後、部屋の配置や空間の動線などは、利用している市民、今後利用してほしい市民、建築家などと一緒にワークショップを行い、決めていくのがよい。		
9	第8章の施設整備の考え方に「明るく開放的な施設」と書かれているが、どう具体的な工夫がされるのかわからない。これから検討するなら、利用者参加型で検討してほしい。		
10	改修後、指定管理者制度が導入されるとのことなので、職員、利用者、建築家などで、市民館と図書館との連携を意識した動線を検討するワークショップを実施してほしい。		
11	図書館の利用者や図書館の建築・設計に詳しい建築家とワークショップを行い、改修の考え方の具体化を検討してほしい。		
12	個々の市民意見の具体的な掘り下げや、共通するニーズを把握し理解することはできたのか。	地域団体へのヒアリングやワークショップを通して、様々な意見やニーズを把握し、個々の意見の掘り下げや共通するニーズを把握した上で、本計画案を作成しました。	D
13	第7章に記載されている「まちに飛び出す」は、職員が「まちに飛び出す」のか。	職員が施設に留まるだけでなく、地域の公共施設や民間施設との連携、イベントやICTの活用などにより、これまで施設を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい人に対して、地域に出向いて事業やサービスを実施していきます。	D
14	「今後の市民館・図書館のあり方」の「今後のめざす方向性」にある「担い手づくり」は、市民創発型の「担い手づくり」を指しているのか。	学習の機会や情報の提供など、これまで市民館・図書館が行ってきた市民の自発的・主体的な学びや活動への支援を充実させることで、様々な人々や団体等が知識やスキルを高め、学んだことを地域に発信し、また講師として活躍するなど、地域の担い手として地域づくりに関わっていただきたいと考えています。	D

1 5	過去にも耐震工事により閉館していたが、計画的に工事を進めずに、今回また閉館するのか。	平成21年度に耐震補強工事を行いました。令和元年11月に「川崎市公共建築物特定天井対応方針」が策定され、本施設については、令和5年度から7年度までに事業着手することが位置付けられました。また、特定天井対策だけでなく、築年数の経過による施設・設備の老朽化対策、トイレの快適化、バリアフリー対策などのため、本計画案を作成し、改修を行うこととしました。	D
1 6	立地について、どのような土地の上にある建物なのかを防災的な観点から追記するとともに、その点を考慮した対応が必要であれば、検討してほしい。	防災対策については、第8章に浸水の恐れのある箇所に止水板を設置し、屋外の非常用発電機等については、基礎のかさ上げを行うことを記載していますが、浸水対策を行う必要性を明確にするため、第2章に洪水浸水想定区域内に位置していることを追記しました。	A
1 7	どの団体からどのような意見が出たのか、日程や団体名とともに資料編としてすべてまとめてほしい。市民への意見聴取について、記載されている意見がすべてなのか。地域団体の意見が非常に軽く扱われているように感じる。	利用団体やボランティア団体などの地域団体から多くの意見をいただきましたが、本計画に関連のある意見を中心に整理して記載しています。引き続き、地域団体に対して丁寧に説明を行っていきます。	D
1 8	本施設が「社会教育施設」であることをきちんと書き込んでほしい。社会教育施設であることを最初にうたうべきではないか。	幸市民館及び幸図書館は社会教育施設であることから、施設の法令上の位置付けについて、第1章に追記しました。	A

19	基本方針（３）の「仲間づくりの場」は、「地域づくりの場」に変更した方がいいのでは。仲間は何のための仲間なのかを考えると、社会教育施設であれば地域課題解決や市民自治を共に担う仲間としっかり書いてほしい。	交流しやすい空間づくりや職員を介したつながりづくりにより、区民や地域団体が話し合いや交流を行い、仲間づくりや地域づくりができる場をめざすため、「区民や地域団体が集まり交流する“仲間づくりの場”」を基本方針の一つとしており、仲間づくりから始め、地域への愛着を深め、地域づくりへとつなげていくものと考えています。また、第９章において、社会教育施設として新たな学びや活動への動機付けを図りながら、地域に暮らす様々な人々の交流等を促進すること、地域課題の効果的な解決に向けて、関係機関や地域の人材・団体等の多様な主体と連携することにより、市民とともに地域の課題解決につながる取組を推進することとしています。	D
20	図書館専門の建築家などの意見を聞いたのか。この案をもとに市民との公開討論を考えてほしい。社会教育委員会議や専門部会があるようだが、そうした会議にきちんと諮って論議してほしい。	本計画案は、図書館の設計実績のある業者の知見も活用しながら作成しています。また、公開討論等は予定していませんが、社会教育委員会議や社会教育委員会議幸市民館専門部会からの意見等も踏まえ、今後の設計を進めていきます。	D

（２）市民館・図書館の施設に関すること（１１６件）

No	意見の趣旨	本市の考え方	区分
21	ワークショップで多くの意見が出たカフェの併設について、基本計画に記載がない。現状のエントランスホールをラウンジとするとあるが、単なる待合室のような場所ではなく、その一角にカフェを設けて、癒しの場、人と人が出会う場、コミュニケーションの場、誰もが入りやすい場とすべきである。 (同趣旨 他１件)	カフェの設置は予定していませんが、利用者が休憩や交流ができる場として、１階のエントランスと２階の談話コーナーにラウンジを設けて、会話や飲食など自由に利用が可能な明るく開放的な空間としていきます。	D

2 2	1 階のエントランスホールに、この施設の利用に関する総合相談コーナーを設置してほしい。	効率的な管理運営を行うとともに、来館者にわかりやすい配置と するため、今回の改修により、2 階にある事務室を 1 階に移設 するとともに、事務室までの案内サインを設置するなどの工夫によ り、利用しやすい施設づくりに努めていきます。	D
2 3	居心地がよいと集まってくる人々は、必ずしも社会教育に興味が ある人ばかりではない。社会に居場所がないという根本的な要因 を解決するような事業を実施してほしい。色々なカフェ形式の講 座（哲学カフェ、ブックカフェ、朗読会、プチ映画上映会など） が 1 階ラウンジでできるようになるといい。そのため可動式の壁 や机、模造紙などを貼れる壁、カフェカウンター、ベンチなどを 考えられないだろうか。	1 階ラウンジについては、会話や飲食など自由に利用が可能な明 るく開放的な空間にするとともに、可変的な空間であることを生 かして、イベントや講座を実施することも想定しています。	D
2 4	一時避難所になるようであれば、その点も考慮した部屋割りなど が必要ではないか。	本施設は、帰宅困難者一時避難施設に指定されており、滞在場所 は大ホールを想定しています。	D
2 5	会議室をフレキシブルにしても、コンセント差込口は十分な数を 確保してほしい。	諸室の整備に当たり、必要な設備や備品等について、今後の設計 の中で検討していきます。	C
2 6	学生、児童が勉強中に困らないよう、充電ができるスペースがほ しい。		
2 7	会議室で使えるように、移動式で複数の大型ディスプレイがほし い。		
2 8	基本計画の中で、図書館内での電子環境の整備充実について明示 してほしい。GIGA スクールが進展している昨今、PC やタブレ ットは、既に資料を見たり書いたりする筆記用具である。電子環 境の充実については、川崎市立図書館全体で遅れが目立っている が、改修される幸図書館では、かわさき Wi-Fi を生かして電子環 境の整備を促進すべきである。		
2 9	Wi-Fi が使えるようにしてほしい。		

30	料理室の匂いが周辺の図書コーナーなどに流れないか心配であるため、扉及び排気を十分にできる設備にしてほしい。		
31	料理室の調理台を車椅子対応するなど、料理室もバリアフリー対応にしてほしい。		
32	誰もが学べる場として、諸室も誰でも利用できる設備に改修してほしい。		
33	会議室の椅子は軽いものにしてほしい。		
34	会議室のホワイトボードが、文字を書くと消えにくく、とても困るので改善してほしい。		
35	図書館を1階と2階に展開することは大賛成である。	ワークショップでの意見等を踏まえて、本計画に基づき、今後の設計を進めていきます。	B
36	中庭を開放して自由に利用できるようになる点もよいと思う。		
37	図面上で2階の図番館の下側にある料理室は、和室の隣に移した方が動線はわかりやすい。料理室は毎日朝から晩まで利用されるわけではないので、外から見るとこの場所は電気が消えて暗い場所に見えてしまう。	レイアウトについては、市民意見等を踏まえ、様々な観点から検討を行い、今回の諸室の配置計画をお示ししていますが、今後も、関係団体等に説明を行いながら設計を進めていきます。	D
38	料理室が現在の事務室に移設されるが、その周辺は図書館スペースとなり、諸室と離れてしまい、場所が分かりづらいのではないか。		
39	現施設の設計の意図がわからない。改修後は、区民が楽しく元気になるような施設にしてほしい。	居心地のよい施設づくりや、人と人をつなげるコミュニティ創出の場として、誰もがふらっと立ち寄れ、仲間づくりや、地域への愛着を育むことのできる「多くの市民に愛され利用され続ける“学びといこいの場”」をめざして改修を進め、魅力的な事業を実施していきます。	D
40	経年劣化や既存不適格となっていることから、しっかりと対応してほしい。	築年数の経過に伴う設備の不具合等の改修や、既存不適格となっている特定天井対策に加え、照明のLED化やバリアフリー対策などの整備を進めていきます。	D

4 1	危険個所の修繕、非効率な動線の改善、わかりやすい案内表示などを優先してほしい。	第 8 章において、「安全・安心で利用しやすい施設」を施設整備の考え方の一つとしており、必要な改修を行うとともに、効率的な動線や案内サインの工夫などにより、利用しやすい施設づくりを進めていきます。	C
4 2	会議室の場所がわかりにくいので、1 階正面入口に受付や案内を設置してほしい。		
4 3	会議室への動線はわかりやすくしてほしい。		
4 4	図書館を外国人市民が使いやすいように、表示をわかりやすいものにしてほしい。		
4 5	ホールやロビー、中庭の防音対策を実施してほしい。 (同趣旨 他 2 3 件)	ホール、ロビー、中庭等については、引き続き必要な防音性能を確保するとともに、利用ルールなど運用面での工夫を行うことにより、快適に利用できる施設づくりを進めていきます。	C
4 6	ホールの空調の冷風が、客席の一部に集中的に当たることなく、全体に均等に行き渡るようにしてほしい。 (同趣旨 他 1 2 件)	現時点では、空調の改修は予定していませんが、御指摘いただいた課題を少しでも改善できるよう、風向きや風量の調整などの対処方法について検討していきます。	D
4 7	中庭の有効活用はよいが、中庭の非常口としての機能はそのまま残してほしい。 (同趣旨 他 9 件)	中庭については、テーブルやベンチの配置などにより、外で休憩や読書ができる空間づくりを行い、有効活用を図りますが、引き続き、ホールからの避難経路とします。	D
4 8	ホール天井の工事で、音楽専用ホールのように音が反響しすぎないか心配である。 (同趣旨 他 8 件)	音響性能を考慮した天井の構造等について検討していくため、今後の設計の中で、音響シミュレーションを行っていきます。	C
4 9	図書館とホールの間空間について、サークル活動の発表の場とするなど、もう少し有効活用できるとよい。	1 階のエントランスホールにギャラリーやラウンジを配置し、市民の作品展示や活動の発表などができ、会話や飲食など自由に利用が可能な空間としていきます。	D
5 0	IDOBATA SPACE は老朽化してきているため改修を行い、今後も活動ができるようにしてほしい。	当該スペースについては、劣化した内装等の更新などの必要な改修について、今後の設計の中で検討していきます。	C

5 1	エレベーターは既存のものを使用するのか、新設するのか。 (同趣旨 他 1 件)	既存のエレベーターは令和 2 年に更新しているため、引き続き使用していきます。	D
5 2	バリアフリー対策としてエレベーターを 2 基に増やしてほしい。 また、スロープなどを設置してほしい。	エレベーターを増やす予定はありませんが、スロープの設置などのバリアフリー対策を実施していきます。	D
5 3	トイレにオストメイトの導入は検討しているのか。	多目的トイレにオストメイトを設置していきます。	C
5 4	大ホールの客席座面は、老朽化したものは更新されるのか。	ホール座席については、老朽化している座席を中心に座面の張替えを行っていきます。	C
5 5	1 階は大きな窓などで透明にできないか。何を行っているのか、 外から見てわかるようになると、興味を持ってくれる人が増える と思う。また、あまり照明を使わないようにすれば、エネルギー 使用料などのコストは減るのではないか。	今回の改修では、窓の大きさの変更は予定していませんが、窓や 扉などの更新を行い、明るく開放的な施設づくりを進めていきま す。	D
5 6	諸室の配置計画を見ても、現行より開架書架の面積が増えるの か、児童書架が設けられるのか、資料の検索やレファレンスサー ビスはどうなるのかなど具体的なことが提示されていない。	図書館のレイアウト、書架の配置、図書の保管場所等の詳細につ いては、今後の設計の中で検討していきます。	C
5 7	市民提案型事業の運営メンバーでの打合せや、学習講座の開催な どの相談に乗ることができる、予約を取る必要のない無料のスペ ースがあるとよい。	2 階ラウンジについては、どなたでも無料で利用でき、グループ 学習や打合せなど多目的に利用が可能なスペースを確保してい きます。	C
5 8	図書資料を使いグループ討議できる部屋は設置されるのか。		
5 9	図書館には児童コーナーや対面朗読室は設置されるのか。地域・ 行政資料コーナーを設けないのか。外国の方が多くなったが、そ うした人々へのサービスを盛り込むのか。	図書館には、児童コーナー、対面朗読室、地域資料・行政資料コ ーナーを設置する予定です。また、外国語図書の配架や多言語で の利用案内の配布など、外国人市民へのサービスについて、引き 続き実施していきます。	C
6 0	配置図には掲載されていないが、市民館や図書館の職員が休憩す るスペースは考えていないのか。	職員の休憩スペースは、1 階事務室内に配置します。	C

6 1	道路から建物敷地に入るところは、いわば建物の「顔」に当たるので、ここをふらっと寄りたくなるような設計にできないか。	外構については、気軽に立ち寄ってもらえる施設づくりを行う上で重要であることから、今後の設計の中で検討していきます。	C
6 2	竹林と桜は残してほしい。	植栽の位置等も考慮しながら、改修を進めていきます。	D
6 3	改修時は環境配慮を考えるチャンスであり、屋上緑化や都市農業化など、グリーンインフラ導入等を検討しないのか。	屋上緑化など屋上の活用に当たり、安全な施設管理や防水等の課題への対応が可能か、費用対効果も含めて検討していきます。	D
6 4	図書館が占める面積が広すぎる。そのために会議室が小さくなるのは困る。	利用状況を踏まえ、諸室の機能・規模の見直しを行います。団体等の活動に支障が生じないよう、必要なスペースを確保していきます。	D
6 5	会議室の数を増やしてほしい。また、30人定員と決めず、もっとフレキシブルにしてほしい。	利用状況を踏まえ、諸室の機能・規模の見直しを行い、可動間仕切りの設置によりフレキシブルに利用できるよう計画していきます。	D
6 6	講師控室としても使用できる仕様の会議室もほしい。		
6 7	全ての会議室をオープンな空間にしないでよい。	市民意見を踏まえ、諸室の活動を部屋の外から見ることができるよう、部屋の壁をガラス張りにするなど工夫を行います。活動を見られたくない場合等を想定し、ロールスクリーンを設置するなどにより対応していきます。	C
6 8	事務室が1階に移り、会議室との連携が難しくなって困る。	効率的な管理運営を行うとともに、来館者にわかりやすい配置とするため、今回の改修により、2階にある事務室を1階に移設する予定ですが、2階にある諸室と事務室との距離が遠くなることで利用に支障が生じないよう、運営面での工夫について、今後検討していきます。	D
6 9	会議室の近くに事務室を設置してほしい。できれば2階の隣接する場所、そうでなければ、動線が少ないようにしてほしい。コピー機など、必要な機器も現状のように近くに設置してほしい。職員も色々な事業を担当しているので、対応が大変になると予想される。		
7 0	廊下と会議室及び会議室間の壁や間仕切りを、防音がしっかりとしたものにしてほしい。 (同趣旨 他1件)	諸室等については、利用用途を踏まえながら、必要な防音性能を確保していきます。	C
7 1	サークル活動などの備品を置ける棚やロッカーを、これまでどおり設置してほしい。	関係団体の備品等を収納する棚やロッカーを配置する予定ですが、具体的なスペース等については、今後検討していきます。	C

7 2	大人も図書館の本を選んだり、予約なしでも使えるスペースや席ができるのはうれしい。	ワークショップでの意見等を踏まえて、本計画に基づき、今後の設計を進めていきます。	B
7 3	「目標耐用年数を60年以上とし、目標耐用年数を念頭において必要な改修を行う」との記載があるが、今回の改修に当たって目標とする耐用年数は何年と考えているのか。ライフサイクルコストの考え方に明記されておらず、その前提条件の設定がないと整備内容やコストプランニングが計画できない。特に、今回の改修によって、ランニングコストをどれぐらい低減することを目標としているのか目標値を示してほしい。	本市では、原則として公共施設の目標耐用年数を60年以上としており、本施設の改修においても、同様に考えています。また、今回の改修に当たり、ランニングコスト低減の目標値は定めませんが、照明のLED化や建具の断熱性能向上等により、ランニングコストの低減を図っていきます。	D
7 4	ここは災害時の一時滞在施設にも指定されている。改修前の Is 値と改修後の Is 値、そして川崎市における既存の公共施設の Is 値の基準値を教えてください。	Is 値 0.6 以上で大地震での倒壊等の危険性が低いとされていますので、本施設は平成21年度に耐震補強工事を実施し、Is 値 0.75 以上確保していますが、改修後も、引き続き 0.75 以上を確保していきます。なお、本市公共施設の Is 値については、耐震補強を検討する際に、施設ごとに目標値を設定しているため、統一的な基準値はありません。	D
7 5	「安全・安心で利用しやすい施設」との記載があるが、現時点での法令上の既存不適格の解消が最優先と考える。法令適合調査にはバリアフリー法及び川崎市福祉のまちづくり条例の不適格しか書かれていないが、それ以外に既存不適格は一切ないのか。	既存不適格については、今回の改修で対応できるものについては全て解消できるよう、今後の設計の中で検討していきます。また、構造上、一部対応できないものもありますので、運営面での工夫について、今後検討していきます。	D
7 6	今回の改修計画は、建築確認上の改築又は大規模修繕に該当するのか。	「改築」とは、建築物の全部又は一部を取り壊し、ほぼ同じものを建てることであり、「大規模修繕」とは、壁・柱・床・梁・屋根などの主要構造部のうち一種を50%以上の修繕をすることであるため、今回の改修は、建築基準法における改築や大規模修繕に該当しません。	D

77	ほとんどの窓ガラスは線入りガラス（パラライン）で、これは現在、特定防火設備としては認められていないが、現状の建物は防火性能上問題がないと考えているのか。	建具について、一部既存不適格であることを把握していますが、今回の改修により更新を行い、必要な防火性能を確保していきます。	D
78	アスベストの調査は行ったのか。調査結果とそれに必要な対策を情報開示してほしい。	今後の設計と並行して、アスベスト調査を行います。アスベスト含有が確認された場合は、大気汚染防止法に基づき適切に処分するとともに、施設に掲示するなど情報提供を行っています。	D
79	川崎市では全市を挙げて脱炭素化・地球温暖化対策に取り組んでいる。建築物省エネ法も施行され、既存建物の省エネ改修が大きな課題となっており、今回、川崎市の先導的な取り組み姿勢が問われている。まず、現状建物における一次エネルギーの消費量や外皮性能を計算し、弱点を把握した上で目標とする省エネ性能を設定し、それに基づいて計画内容を盛り込むべきではないか。脱炭素化への対応が掲げられているが、整備内容には照明の LED 化しか書かれておらず、省エネ法の基準に比較すると、これだけでは極めて貧弱で、後ろ向きと言わざるを得ない。	今回は改修であることから、一次エネルギー消費量の計算等はいませんが、照明の LED 化や建具の断熱性能向上等により、省エネルギー性能の向上に努めていきます。	D
80	川崎市が発行した洪水浸水想定区域によると当該エリアの浸水深は 0.5～3m と表示されている。仮に 3m の浸水があった場合、機械・電気系統の機器は作動するのか。非常用発電機のかさ上げの記載があるが、地下にある機械・電気機器が浸水したら、全く使用できないのではないのか。機械・電気系統が作動できる限界の浸水深を何 m と想定しているのか。	100～200年に一度程度の割合で発生する降雨による浸水想定では、最大で 0.86m の浸水対策を行う必要があることから、止水板の設置や設備の基礎のかさ上げ等により対応していきます。	D
81	「2014年、2015年に外壁の補修工事を行い良好な状態」との記載があるが、北側柱型に構造クラックがあり、その幅は 0.5mm 以上あり、明らかに躯体に入っているように見受けられる。当該箇所のひび割れ部分をシーリング補修した跡があるが、この補修方法は適切なのか。	御指摘の部分については適切に対応したものと認識していますが、今後のシーリングの劣化状況等に応じて必要な補修を行います。なお、外壁を含む構造躯体について、全面的な改修は予定していませんが、必要な部分の補修は実施していきます。	D

(3) 市民館・図書館の運営に関すること (27件)

No	意見の趣旨	本市の考え方	区分
82	第9章に記載されている「利用しやすいルール」について、現状よりもより良いものとしてほしい。	利用しやすい環境づくりに努め、居心地の良い魅力ある空間や、利用ルールづくりを行っていきます。	D
83	指定管理者制度になることで、利用の制限が厳しくなることが心配である。利用時間、予約方法、料金等、これまで通りの方法を継続してほしい。 (同趣旨 他19件)	指定管理者制度の導入後においても、民間のノウハウ等を活用しながら、引き続き市民サービスの向上に努め、利用者の視点に立った管理運営や社会教育振興等を進めていきます。	D
84	大会議室の奥にある2階に上がる階段を、改修後は使用できるようにしてほしい。	大会議室奥の階段については、施設の管理運営の課題等を踏まえ、今後の運用について検討していきます。	D
85	磁気ループ（ヒアリングループ）を設置してほしい。	磁気ループについては、可動式の活用等について検討していきます。	C
86	料理室で料理したものをラウンジに持ち出し飲食を可能とするようだが、図書コーナーに迷惑にならないのか。	料理室やラウンジの運用については、他の利用者の影響がないよう、利用ルールづくりを行っていきます。	D
87	中庭の花壇等について、市民館や図書館と関係のある団体が定期的に手入れをできるようにするとよい。	区民や関係団体にも協力をいただきながら、円滑な施設運営を行っていきます。	D
88	指定管理にした場合、読書案内や資料相談（レファレンス）などの機能はどうなるのか。	読書案内や資料相談（レファレンス）は、図書館の基本的サービスであり、指定管理者制度導入後も継続して実施していきます。	D
89	改修の予定がないホールについては、なるべく早く利用できるようにしてほしい。	ホールは特定天井対策等の改修を行うことから、工事期間中は利用を休止しますが、改修後は速やかに利用いただけるよう、改修を進めていきます。	D

(4) 工事期間中の運営・対応に関すること (6件)

No	意見の趣旨	本市の考え方	区分
9 0	改修期間が1年以上にもなり、現在幸市民館を使って活動している方々の会場確保が大変難しくなる。社会教育などの活動を行うグループにとって、会場確保が一番大きな問題で、場合によっては活動ができなくなり、グループが解散となる例も多くある。幸市民館の近くにある代替となる会場の情報提供をお願いしたい。社会教育活動の支援を行うのも市民館の使命・役割ではないか。 (同趣旨 他2件)	工事期間中の運営・対応については課題として認識していることから、いただいた意見を踏まえ、利用団体の活動継続に必要な支援等について、意見聴取も行いながら検討を進めていきます。	C
9 1	幸図書館の代替施設がないとのことだが、移動図書館、空き家の有効活用、地域の空き室を一時的に間借りして運用できないか。それができないのであれば、小学校や中学校、教育機関に対して、平日の開館延長、土日や夏休み等の開館を依頼するなどの対応が必要ではないか。	工事期間中の図書館機能については、現地周辺における予約本の貸出、返却本の受取や利用者登録の実施等について検討していきます。	D
9 2	閉館期間こそが、職員が「まちに飛び出す」絶好の機会になる。区内の様々な機関との連携により、社会教育振興事業の停滞解消を大いに期待したい。	工事期間中に限らず、改修工事後も、職員が施設に留まるだけでなく、地域の公共施設や民間施設との連携、イベントやICTの活用などにより、これまで施設を利用していなかった人や、距離や交通手段等の事情により施設を利用しづらい人に対して、地域に出向いて事業やサービスを実施していきます。	D
9 3	工事期間中、幸市民館の貸館業務は休止とあるが、活動スペースを確保しないとその団体はなくなってしまうか。工事期間中の区内の代替施設確保やオンラインによる事業など、各団体に丁寧に取り組みして対応してほしい。	工事期間中における各団体の活動を支援するため、引き続き丁寧に説明や意見聴取を行いながら、対応について検討していきます。	C

(5) その他 (3件)

No	意見の趣旨	本市の考え方	区分
9 4	指定管理者制度を導入することでどう変わるのか。指定管理者制度には問題もあることが色々言われているので、もっと丁寧に説明してほしい。施設利用者や区民に指定管理者導入に関する説明会を開催してほしい。	指定管理者が決定した後、利用者向け説明会の実施を予定しています。	E
9 5	幸図書館など各区の図書館は区民に対する図書館サービスの拠点である。機能を見ても、単に他館との連携で資料の取り寄せ、予約・貸出ししかしないように見える。条例に図書館法1～3条に準拠したという文言など入れ、図書館の機能を明確にしてほしい。	本計画案は、改修に向けた基本的な事項を整理することを目的として、施設整備の考え方や諸室の配置等を示したものです。 本市図書館の設置根拠となる川崎市立図書館条例第1条(目的及び設置)には、図書館法第1条(この法律の目的)を引用することで、幸図書館を含め、本市の図書館が図書館法の目的に沿って設置し、運営することを示しています。	E
9 6	川崎市立図書館全体として、広く資料を検索できる工夫などが盛り込まれるのか、資料の保存機能をどうするかなどの計画が何も示されていない。その上で、開架書架が増えるのか。全体的に面積が増えるといっても、その内容が提示されていない。また、あまり利用されていないが今後も必要な資料を各図書館にどの位保管するのか検討がなされたのか不明である。	市立図書館全体の効率的・効果的な図書・資料の収集・保存等について、図書館機能の強化に向けて、引き続き検討していきます。	E

6 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更（※下線は変更箇所）

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
幸市民館・図書館が「社会教育施設」であること等の追記の要望を踏まえ、第1章に市民館及び図書館の法令上の位置付けに関する説明を追記	（P 1） 川崎市幸市民館（以下「幸市民館」という。）は、<u>社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく社会教育施設である「公民館」機能に加えて、ホールやギャラリーを備えた施設です。また、川崎市立幸図書館（以下「幸図書館」という。）は、社会教育法及び図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく社会教育施設です。</u> <u>両施設は、昭和55（1980）年に複合施設として開館し、「幸文化センター」の愛称で親しまれ、築44年となっています。</u>	（P 1） 川崎市幸市民館（以下「幸市民館」という。）・川崎市立幸図書館（以下「幸図書館」という。）は、複合施設として昭和55（1980）年に開館し、「幸文化センター」の総称で親しまれており、築44年となります。
防災上の観点から施設の立地場所の特徴に関する追記の要望を踏まえ、第2章 に洪水浸水想定区域内に位置していることを追記	（P 5 （1）施設の概要 その他） <u>・多摩川水系の洪水浸水想定区域内に位置しており、0.5～3.0mの浸水が想定されています。</u>	（記述なし）

その他、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。